

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について（案）

1. 目的

令和4年度診療報酬改定の答申書附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、令和4年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計（抽出方法、客体数等）、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。

3. 調査項目

令和4年5月18日の中医協総会において検証部会で調査・検証を進めていくこととされた項目について、以下のとおり項目立てを整理し、令和4年度（5項目）及び令和5年度（5項目）に実施する。

- (1) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査（別紙1）
- (2) 精神医療等の実施状況調査（別紙2）
- (3) リフィル処方箋の実施状況調査（別紙3）
- (4) 歯科医療機関における院内感染防止対策の評価等に関する実施状況調査（別紙4）
- (5) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査（別紙5）
- (6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙6）
- (7) オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査（別紙7）
- (8) 明細書無償発行に関する実施状況調査（別紙8）

各調査の実施年度は、以下のとおり。

令和4年度	(1) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査
	(2) 精神医療等の実施状況調査
	(3) リフィル処方箋の実施状況調査
	(6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
	(8) 明細書無償発行に関する実施状況調査
令和5年度	(3) リフィル処方箋の実施状況調査
	(4) 歯科医療機関における院内感染防止対策の評価等に関する実施状況調査
	(5) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査
	(6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
	(7) オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査

※「リフィル処方箋の実施状況調査」及び「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」は、令和4年度及び令和5年度の2か年実施する。

4. スケジュール（予定）

I 令和4年度調査

令和4年6月	検証部会、総会で調査項目の決定
7～8月	事務局において受託業者の調達、決定
9～10月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →その後、検証部会、総会で調査票の決定
11月～令和5年1月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
2～3月	調査検討委員会で調査結果の検討 →その後、調査結果を取りまとめ次第報告

II 令和5年度調査

令和5年3～4月	事務局において受託業者の調達、決定
5～6月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 →その後、検証部会、総会で調査票の決定
7～9月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
10～11月	調査検討委員会で調査結果の検討 →その後、調査結果を取りまとめ次第報告

5. より適切な検証を行う観点からの対応について

より適切な検証を行う観点から、有効回答率の向上、適切な質問項目の設定、NDB等の既存データの活用等について対応を検討する。

（1）有効回答率の向上

電子調査票やWEB調査の活用により回答者の負担を軽減する、調査目的に沿った必要最低限の質問とする、分かりやすく回答しやすい質問項目とする、調査対象の関係団体から会員等に調査への協力をアナウンスいただく、未回答の施設への督促を実施する等により、有効回答率の向上を図る。

（2）適切な質問項目の設定

前回の調査で無回答や「その他」の回答が多かった質問項目について、関係者の意見を伺い、分かりやすく回答しやすい質問項目とするなど、適切な質問項目を設定する。

（3）NDB等の既存データの活用

診療報酬項目の算定施設数や算定件数、改定による影響等についてNDBデータ等を活用して分析するとともに、検証調査の回答データとNDBデータ等のクロス集計を行う等、NDB等の既存データを活用する。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた対応について

調査に当たっては、今後の感染状況等も踏まえながら、以下の点について十分に配慮する。調査時点において、感染状況等により調査の実施について検討が必要となる場合は、実施方法等について改めて検討を行うこととする。

- (1) 回答への負担軽減の観点から、調査票の質問項目については、本調査のために新たな集計作業をしなければ回答できない質問や自由記述での回答を求める質問は、最小限となるよう配慮を行う。
- (2) 調査対象とする医療機関の選定においては、調査時点において特定の地域等で感染が拡大している場合は、当該地域等を除外するなどの対応を検討する。
- (3) 回答方法について、WEB 及び電子調査票等を活用するなど、負担軽減のための配慮を最大限図ることとする。
- (4) やむを得ない状況により回収率が低くなることも想定されることから、調査の有効性確保のため、適切な調査客体数の設定を検討する。
- (5) 調査結果等については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響があることを念頭に置き、分析を実施する。

※令和4年度調査

(1) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度診療報酬改定において、質の高い在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を確保する観点から、在宅医療については外来在宅共同指導料の新設等、在宅歯科医療については、歯科訪問診療料の評価の見直し等、在宅訪問薬剤管理については、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の新設等、訪問看護については、専門性の高い看護師による訪問看護の評価の推進等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を実施している保険医療機関等の訪問の実施状況、患者に行われている医療内容、介護関係者との連携状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院による地域における連携状況等
- ・外来から在宅への切れ目のない在宅医療の実施状況等
- ・小児の在宅医療の実施状況等
- ・歯科訪問診療の実施状況等
- ・歯科訪問診療における他の医療機関(医科、歯科)、介護保険施設等との連携状況等
- ・薬局における訪問薬剤管理指導の実施状況、医療機関等との連携状況等
- ・医療機関における訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等
- ・訪問看護ステーションにおけるターミナルケアや医療的ケアが必要な患者への訪問看護の実施状況、医療機関や関係機関との連携状況、専門性の高い看護師による訪問看護の実施状況、等
- ・看取り期の患者や緩和ケアを受ける患者等について、医療関係者と介護関係者との連携や制度利用にあたっての円滑移行等

3. 調査客体

- ・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料、訪問看護・指導体制充実加算等の届出を行っている医療機関及び患者
- ・在宅療養支援歯科診療所、歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所以外)及び患者
- ・在宅患者調剤加算の届出を行っている薬局及び患者
- ・訪問看護ステーション及び利用者

4. 主な調査事項

- ・在宅医療、訪問看護の実施状況、対象患者の状態、居住形態、診療・看護の所要時間等

- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅療養移行加算及び外来在宅共同指導料の算定状況等
- ・機能強化型在支診・在支病の地域における連携状況等
- ・歯科訪問診療料及びその加算、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料及びその加算、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定状況等
- ・歯科訪問診療の対象患者の状態、居住形態、診療時間、診療内容、関係機関との連携状況等
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料等の在宅薬学管理の算定状況等
- ・在宅患者訪問看護・指導料、在宅ターミナルケア加算、訪問看護・指導体制充実加算の算定状況
- ・機能強化型訪問看護管理療養費、専門管理加算、訪問看護ターミナルケア療養費の算定状況等

等

※令和4年度調査

(2) 精神医療等の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、薬物依存症患者に対する入院医療管理の充実、アルコール依存症の外来患者に対する集団療法の評価の新設、摂食障害入院医療管理加算及び精神科身体合併症管理加算の見直し、精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価の新設、継続的な精神医療の提供を要する者に対する訪問支援の充実、児童思春期精神科専門管理加算の見直し、通院・在宅精神療法の見直し、精神科救急医療体制の整備の推進、クロザピンの導入を目的とする転院患者に係る要件の見直し、かかりつけ医等及び精神科医等が連携した精神疾患を有する者等の診療に係る評価の新設、救急患者精神科継続支援料の見直し、救命救急医療における自殺企図患者等に対する治療等に係る評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

精神科救急医療体制に係る評価の要件の見直し、精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価の新設、かかりつけ医等及び精神科医等が連携した精神疾患を有する者等の診療に係る評価の新設等の影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、患者

4. 主な調査事項

- ・精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟、精神科救急・合併症入院料、精神科医師配置加算、精神科急性期医療体制加算の算定状況
- ・こころの連携指導料、療養生活継続支援加算の算定状況
- ・精神病棟におけるクロザピン、持続性抗精神病注射薬剤の使用状況等
- ・精神病棟からの地域移行・地域定着の実施状況等

等

※令和4年度調査、令和5年度調査

(3) リフィル処方箋の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度診療報酬改定において、症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設け、処方箋の様式を変更した。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

リフィル処方箋の活用に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局、患者

4. 主な調査事項

- ・リフィル処方箋の実施状況等
- ・リフィル処方箋導入による患者への影響等
- ・薬局におけるリフィル処方箋の対応状況等

等

※令和5年度調査

(4) 歯科医療機関における院内感染防止対策の評価等に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度診療報酬改定において、歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の引上げを行うとともに、院内感染防止対策に関する施設基準についての見直しを行った。

また、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所について地域における連携体制の確保のため施設基準の見直しを行うとともに、歯科疾患の重症化予防に関する評価の見直しを行った。

これらを踏まえ、本調査では、歯科医療機関における院内感染防止対策等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・ 初診料の注1に規定する施設基準の届出状況及び院内感染防止対策の取り組み状況等
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出状況、診療の状況及び患者の状況等
- ・ 歯科疾患管理料を算定する患者の状況(各加算の算定状況や管理内容等)、歯科疾患の重症化予防に関する診療の状況等

3. 調査客体

- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所、歯科医療機関(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外)及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 保険医療機関の初診料の注1に規定する施設基準の届出状況
- ・ 歯科医療機器等の患者ごとの交換や滅菌処理、職員研修等の院内感染防止対策の取り組み状況
- ・ 歯科疾患管理料を算定する患者の状況及び管理内容
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関における診療の状況及び地域医療・地域保健への取組状況
- ・ 歯科医療機関及び歯科外来診療におけるICTの活用状況

等

※令和5年度調査

(5) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度調剤報酬改定において、薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進するため、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直し、薬剤師のかかりつけ機能の評価推進のため、重複投薬解消の取組の評価、地域支援体制加算の要件及び評価の見直し等を行った。

そのほか、対人業務に係る薬学管理料の評価の見直し、効率性等を踏まえた薬局の調剤基本料の適正化、オンライン服薬指導の評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

対人業務に係る取組状況、保険医療機関と保険薬局の連携による重複投薬、ポリファーマシー及び残薬の削減に向けた取組、調剤基本料の適正化、オンライン服薬指導の現状と効果、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・対人業務に係る取組状況等
- ・重複投薬、ポリファーマシー及び残薬の削減に向けた保険医療機関や保険薬局の取組状況等
- ・かかりつけ薬剤師指導料の算定状況等
- ・かかりつけ薬剤師・薬局に関しての患者の意識及び同一薬局の利用状況等
- ・地域支援体制加算等の届出、算定状況等
- ・調剤基本料の適正化を行った薬局の状況等
- ・オンライン服薬指導の算定状況等

等

※令和4年度調査、令和5年度調査

(6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(案)

1. 調査の目的

本調査では、令和4年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方に記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

4. 主な調査事項

- ・保険薬局で受け付けた処方箋について、「一般名処方」に記載された処方箋の受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・保険薬局における後発医薬品への変更調剤の状況
- ・後発医薬品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状況
- ・医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・後発医薬品についての患者への説明状況
- ・後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・保険医療機関(入院・外来)における後発医薬品の使用状況
- ・後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識
- ・バイオ後続品の使用に関する状況
- ・地域や病院における医学的妥当性や経済性の視点を踏まえた処方の取組の状況
- ・後発医薬品の供給不安に関する対応等の状況

等

※令和5年度調査

(7) オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和4年度診療報酬改定において、オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報などを取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価する電子的保健医療情報活用加算を新設した。

本調査では、オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用に関して、オンライン資格確認システムの導入状況も踏まえ、今回改定による影響等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局、患者

4. 主な調査事項

- ・ オンライン資格確認システムの導入状況
- ・ オンライン資格確認システムを導入した医療機関及び薬局における算定状況等
- ・ オンライン資格確認システムを通じた薬剤情報又は特定健診情報等の取得による診療等への活用状況等
- ・ 患者のオンライン資格確認システムに対する理解度等

等

※令和4年度調査

(8) 明細書無償発行に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

明細書の無償発行については、平成20年度以降順次、義務対象が拡大されているところであるが、現在、医科・歯科診療所のうち正当な理由があるものについては無償発行の義務対象外とする経過措置が設けられている。また、現在は電子レセプト請求を行っていないことから努力義務とされている訪問看護事業者について、令和6年度からは電子レセプト請求が開始されることとなっている。

これらを踏まえ、今後の明細書の無償発行の義務対象の範囲について検討するため、本調査では、明細書の無償発行の現状や課題等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・経過措置により義務対象外とされている診療所における明細書無償発行に関する実態・課題・見通し等
- ・訪問看護事業者における明細書無償発行に関する実態・課題・見通し等

3. 調査客体

保険医療機関、訪問看護事業者、患者

4. 主な調査事項

- ・経過措置により義務対象外とされている診療所における届出理由・解消時期の見通し
- ・明細書無償発行を実施している保険医療機関における実施状況
- ・訪問看護事業者における明細書無償発行の実施状況
- ・明細書無償発行を実施していない訪問看護事業者の課題・解消時期の見通し

等

別添

答申書附带意見	主な検討の場
(全般的事項)	
1 近年、診療報酬体系が複雑化していることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすい診療報酬体系となるよう検討すること。	総会
(入院医療)	
2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
3 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点から、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
4 DPC/PDPS、短期滞在手術等基本料について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
(かかりつけ医機能、リフィル処方、オンライン診療、精神医療)	
5 かかりつけ医機能の評価について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療計画の見直しに係る議論も踏まえながら、専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方等について引き続き検討すること。また、紹介状なしで受診する場合等の定額負担、紹介受診重点医療機関の入院医療の評価等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、外来医療の機能分化・強化、連携の推進について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
6 処方箋の様式及び処方箋料の見直し等、リフィル処方箋の導入に係る取組について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な運用や活用策について引き続き検討すること。	検証部会
7 オンライン診療について、今回改定による影響の調査・検証を行い、運用上の課題が把握された場合は速やかに必要な対応を検討するとともに、診療の有効性等に係るエビデンス、実施状況、医療提供体制への影響等を踏まえ、適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
8 精神医療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。特に経過措置の運用について注視しつつ、精神科救急医療体制加算の評価の在り方について引き続き検討すること。	検証部会
(働き方改革)	
9 医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。	入院・外来医療等に関する調査・評価分科会
(在宅医療等)	
10 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の拡大と質の向上に向け、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な評価の在り方を引き続き検討すること。	検証部会

<p>(医療技術の評価)</p> <p>11 診療ガイドライン等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を把握し、それらを踏まえた適切な医療技術の評価・再評価を継続的に行うことができるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。また、革新的な医療機器（プログラム医療機器を含む）や検査等のイノベーションを含む先進的な医療技術について、迅速且つ安定的に患者へ供給・提供させる観点も踏まえ、有効性・安全性に係るエビデンスに基づく適切な評価の在り方を引き続き検討すること。</p>	<p>医療技術評価分科会、保険医療材料専門部会</p>
<p>(歯科診療報酬)</p> <p>12 院内感染防止対策に係る初診料・再診料の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、院内感染防止対策の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(調剤報酬)</p> <p>13 調剤基本料及び地域支援体制加算の見直しや調剤管理料及び服薬管理指導料の新設、オンライン服薬指導の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(後発医薬品の使用促進)</p> <p>14 バイオ後続品を含む後発医薬品使用の推進について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における更なる使用促進策について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(その他)</p> <p>15 新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組みつつ、新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向け、感染対策向上加算、外来感染対策向上加算等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療報酬上の対応の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>16 オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、オンライン資格確認の導入状況も踏まえ、評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>17 不妊治療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、情報提供の在り方に関する早急な検討の必要性も踏まえ、学会等における対象家族・年齢、治療方法、保険適用回数、情報提供等に関する検討状況を迅速に把握しつつ、適切な評価及び情報提供の在り方等について検討すること。</p>	<p>総会</p>
<p>18 医薬品、医療機器及び医療技術の評価について、保険給付範囲の在り方等に関する議論の状況も把握しつつ、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>総会</p>
<p>19 明細書の無料発行について、施行状況や訪問看護レセプトの電子請求が始まること等を踏まえ、患者への情報提供の促進、医療の透明化の観点から、更なる促進の取組について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>20 施策の効果や患者への影響等について、データやエビデンスに基づいて迅速・正確に把握・検証できるようにするための方策について引き続き検討すること。</p>	<p>総会</p>